

例題 4

助教授 濱本 正太郎

shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

11月30日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

「裁判所は、国連は国際人格者であるという結論に達する。もっとも、このことは何ら国連が国家と同一の法人格を持つというのではない。まして国連は『超国家』と呼ばれるものではない。」(国連損害賠償事件、判例集 p. 99)

とはいえ、国家と国際機構とは類似のものとして扱われている。たとえば、「国際機構が持つ国際法上および国内法上の権利義務については、国家のそれぞれの権利義務に対応するいくつかの特徴について事項的に整理される。」(教科書 p. 247)

しかも、国際機構は、「加盟国から切り離された、加盟国に従属しない独立の機構を持つことによって設立され、その事実によって、設立基本文書に明文の根拠規定があるかないかに関わりなく、国際法主体性を持つ」という主張も有力である。(参照、横田洋三「国際組織の法主体性」シラバスに掲載)

また、一説によれば、「現在500ほどのさまざまな国際機構が存在している。国境を越えた問題に国際的協力に対応する必要性が増しているために、これほどまでも国際機構は増加しているのである」と言われる。(Peter Malanczuk, *Akehurst's Modern Introduction to International Law*, 7th ed., London, Routledge, 1997, p. 94.)

その上、国際機構は、設立文書に定められた権限にとどまらず、「黙示的権限」の理論に基づいて次々に権限を拡大していく傾向にある。

それでもなお、「国家は、国際法における主要な法主体である」(教科書 p. 33)という見方が圧倒的に強い。

問 国家の法主体性と、国際機構の法主体性とは、いかなる点において異なるのか。